



発行 東京都

目次

26

規則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十五号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「退職の日において」を削る。

第六条を次のように改める。

（条例第六条の二第一項の東京都規則で定める期間）

第六条 条例第六条の二第一項に規定する東京都規則で定める期間は、退職した者に係る条例第八条第二項第一号に規定する在職期間（職員又は東京都公営企業職員の給与

の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける職員（以下「公営企業職員」という。）が引き続き東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和四十五年東京都条例第七十三号）の適用を受ける職員となつた場合であつて、条例付則第四条の規定により条例第二条に定める職員として勤続するものとみなされた在職期間を含む。）及び同項第二号に規定する在職期間（公営企業職員としての在職期間に限る。）のうち、当該退職した者の年齢が五十五歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間とする。

第七条を次のように改める。

（条例第六条の二第一項の東京都規則で定める事由）

第七条 条例第六条の二第一項に規定する東京都規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第一号から第三号までの規定に基づく降任の処分を受けたこと。
- 二 職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）第二条第二項の規定に基づく降給の処分を受けたこと。
- 三 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）に基づき人事委員会の定めるところにより隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算（これに準ずる隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算を含む。）を受けている場合において、当該加算が終了したこと。

第七条の八を第七条の九とし、第七条の五から第七条の七までを第七条の六から第七条の八までとし、第七条の四中「第七条の七」を「第七条の八」に改め、同条を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とし、第七条の二（見出しを含む。）中「第六条の四第一項」を「第六条の五第一項」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（条例第六条の二第一項の東京都規則で定める額）

第七条の二 条例第六条の二第一項に規定する東京都規則で定める額は、給料月額額の改定をする条例等の制定以外の事由による給料月額額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者

の給料月額に相当する額とする。
別表イの表第一号区分の項第二号中「昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十六号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十四中「が当該者の所有に属しないものである」を「を別の者に無料で使用させている」に、「当該土地、家屋又は償却資産を当該者に無料で使用させていること」を「その旨」に改め、同条第五号中「当該者が」を削る。

第四十条の八の四第二項中「、法第五十五条の四第三項」、法第七十二条の三十九の四第三項、「、法第三百二十一条の十一の三第三項」、「、法第三百二十一条の十一の三第四項」、「、法第七十二条の三十九の四第四項」及び「、法第三百二十一条の十一の三第三項」、「、法第七十二条の三十九の四第二項」及び「、法第三百二十一条の十一の三第三項」を削り、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「、法第五十五条の四第三項」、「、法第七十二条の三十九の四第三項」及び「、法第三百二十一条の十一の三第三項」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第四十三条第一項第二号中「、連結事業年度」を削る。

別記第一号様式(表)及び第二号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式(己)その一備考中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別記第五号様式(壬)備考中4を削り、5を4とし、6を5とする。

別記第六号の二様式から第七号の二様式までの規定中「㊦」を削る。
別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

別記第八号の二様式(甲)中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削り、「日本産業規格B7555」を「日本産業規格A列4巻」に改める。

別記第八号の二様式(乙)から第八号の三様式(乙)までの規定中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

別記第八号の四様式及び第八号の五様式中「㊦」を削る。

別記第八号の六様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

別記第八号の七様式及び第八号の八様式中「㊦」を削る。

別記第九号様式(丙)中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

別記第九号の二様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式及び第十号の二様式中「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削る。

別記第十四号様式及び第十四号の二様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削る。

別記第十四号の三様式から第十五号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第十五号の三様式及び第十五号の四様式中「㊦」を削る。

別記第十六号様式から第十九号の五様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十号様式(甲)及び第二十号様式(乙)中「おひきあひ」を「おひきあひ先」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十号様式(丙)中「㊦」を削る。

別記第二十号様式(丁)その一及び第二十号様式(戊)中「おひきあひ先」を「おひきあひ先」に改め、「㊦」を削る。

別記第二十一号様式中「㊦」を削る。

別記第二十二号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削り、同様式備考中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別記第二十二号の二様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を削り、同様式備考中1

を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
別記第二十二号の三様式(乙)中「あて」を「宛」に改め、「東京都」及び「印」を削る。

別記第二十二号の三様式(丙)中「あて」を「宛」に改め、「印」を削る。

別記第二十二号の三様式(丁)表「印」を削る。

別記第二十二号の三様式(戊)中「東京都」及び「印」を削る。

別記第二十二号の三様式(己)中「印」を削り、「お問い合わせ先」を「お問い合わせ先」に改める。

別記第二十二号の四様式中「印」を削る。

別記第二十三号様式(甲)表、第二十三号様式(乙)表、第二十三号様式(丙)表及び第二十三号様式(丁)その一から第二十三号様式(戊)までの規定中「印」を削る。

別記第二十四号様式(甲)中「あて」を「宛」に改め、「印」を削る。

別記第二十四号様式(乙)表及び第二十四号様式(丙)表中「印」を削る。

別記第二十五号の三様式中「あて」を「宛」に改め、「印」を削る。

別記第二十五号の四様式中「印」を削る。

別記第二十五号の五様式中「あて」を「宛」に改め、「印」を削る。

別記第二十七号様式中「東京都 都税事務所」を「都税事務所」に改め、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別記第二十九号の十様式中「東京都」及び「印」を削る。

別記第二十九号の十一様式中「印」を削る。

別記第三十号様式その一(表)中
「東京都 都税事務所」を
「東京都 都税事務所 印」に改める。

別記第三十一号様式(表)中「印」を削る。

別記第三十一号の二様式中「印」を削り、同様式備考1中「若しくはは連結事業年度」を削る。

別記第三十一号の二の様式中「第53条第35項」を「第53条第46項」に、「第321条

の8第35項」を「第321条の8第46項」に改め、「印」及び「又は連結事業年度」を削り、同様式備考中「第53条第36項」を「第53条第47項」に、「第321条の8第36項」を「第321条の8第47項」に改める。

別記第三十一号の二の三様式中「印」及び「又は連結事業年度」を削り、同様式備考1中「第53条第37項」を「第53条第48項」に、「第321条の8第37項」を「第321条の8第48項」に改める。

別記第三十一号の三様式及び第三十一号の四様式中「印」を削る。

別記第三十一号の五様式中

(フリガナ) 代表者氏名

(フリガナ) 代表者氏名

に、「第53条第50項」を「第53条第59項」に、「第321条の8第46

項」を「第321条の8第56項」に、「困難である」を「困難である」に、「第53条第57項」を「第53条第66項」に、「第321条の8第53項」を「第321条の8第63項」に、「同様式備考中「第53条第51項」を「第53条第60項」に、「第321条の8第47項」を「第321条の8第57項」に、「第53条第57項」を「第53条第66項」に、「第321条の8第53項」を「第321条の8第63項」に改める。

別記第三十一号の六様式中「印」を削る。

別記第三十一号の七様式中「印」を削り、「第53条第55項」を「第53条第64項」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改める。

別記第三十二号の二様式及び第三十四号様式中「印」を削る。

別記第三十五号様式中「あて」を「宛」に改め、「東京都」及び「印」を削る。

別記第三十六号様式中「印」を削る。

別記第三十七号様式中「印」を削り、「年 月 日付」を「年 月 日付」に改める。

別記第三十七号の二様式中「印」を削り、
地方税法 第55条の2第1項 第72条
第55条の4第1項 第72条

の39の2第1項 第321条の11の2第1項
の39の4第1項 第321条の11の3第1項

を
地方税法 第55条の2第1項 第72

条の39の2第1項 第321条の11の2第1項
を削る。 「又は連結事業年度」を削る。

同様式備考一中「第55条の4第1項又はは」 「若しくは第321条の11の3第1項」及び

「若しくは第72条の39の4第1項」を削る。

別記第三十七号の三様式中「㊦」を削る。

別記第三十八号様式(甲)中「東京都
都税事務所長
を
支庁長」

「
都税事務所長
を
支庁長」

「㊦」を削る。

別記第三十八号様式(乙)中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十九号様式中「㊦」を削る。

別記第三十九号の二様式(甲)中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

「東京都
都税事務
所長
を
支庁長」

「
都税事務所長
を
支庁長」に改める。

別記第三十九号の二様式(乙)中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第三十九号の三様式中「あへ」を「宛」に改め、「東京都 都税事務所長 ㊦」

を「
都税事務所長
」に改める。

別記第四十号様式(甲)(表及び第四十号様式(乙)中「㊦」を削る。

別記第四十一号様式(乙)(表中「㊦」を削り、「ご記入」を「御記入」に改める。

別記第四十一号の二様式(甲)から第四十一号の二の二様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第四十一号の三様式から第四十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第四十四号様式及び第四十四号の二様式中「㊦」を削る。

別記第四十四号の三様式及び第四十五号様式中「㊦」を削る。

別記第四十五号の二様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第四十五号の三様式から第四十六号の二様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第四十六号の三様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第四十六号の四様式中「㊦」を削る。

別記第四十八号様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第五十号様式中「㊦」を削る。

別記第五十二号様式(甲)から第五十三号様式までの規定中「あへ」を「宛」に改め、

「㊦」を削る。

別記第五十四号様式中「東京都」及び「㊦」を削る。

別記第五十五号様式(表中「㊦」を削る。

別記第五十五号の二様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第五十五号の三様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第五十六号様式中「㊦」を削る。

別記第五十七号様式中「東京都」及び「㊦」を削る。

別記第五十八号様式及び第五十九号様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削り、

「日本産業規格B列5巻」を「日本産業規格A列4巻」に改める。

別記第六十一号様式及び第六十二号様式中「あへ」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

別記第九十八号様式及び第九十九号様式中「㊦」を削る。

別記第百号様式から第百三十三号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第百八号様式、第百九号様式、第百十号の二様式及び第百十一号の二様式中

「㊦」を削る。

別記第百十二号様式から第百十二号の二様式(丁)までの規定及び第百十三号様式

(甲)(表中「㊦」を削る。

別記第百十四号様式中「第114号様式」を「第114号様式(条例第91条関係)」に

「#たは」を「又は」に改め、「㊦」を削り、「あへ」を「宛」に改める。

別記第百十六号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

別記第百十七号様式(表中「㊦」を削る。

別記第二百十号様式中「海河港」及び「国」を削る。

別記第二百十一号様式表中「国」を削る。

別記第二百二十二号様式及び第二百二十四号様式から第二百五号様式までの規定中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十六号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十六号の二様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十六号の三様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十六号の四様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十七号様式及び第二百二十八号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第二百二十九号様式中「国」を削る。

別記第二百三十号様式から第三百二十二号様式までの規定中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第三百三十三号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第三百三十四号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第三百三十四号の二様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第三百三十六号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第三百三十七号様式中「国」を削る。

別記第三百三十七号の二様式中「国」を削る。

別記第四百一十一号様式(甲)その一表中「東京都 都税事務所長 国」を「都税事務所長」に改める。

別記第四百一十一号様式(乙)(表、第四百一十一号様式(丙)(表及び第四百一十一号様式(丁)中「国」を削る。

別記第四百一十一号の二様式(甲)から第四百一十一号の二の二様式までの規定中「国」を削る。

別記第四百一十一号の三様式及び第四百一十一号の三の二様式中「国」を削る。

別記第四百一十一号の四様式第2中「用紙 B4」を「(日本産業規格B列4番)」に改める。

別記第四百四十二号様式中「国」を削り、「あつ」を「あ」に改める。

別記第四百四十二号の二様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百四十五号の二様式(表、第四百四十五号の三様式(表及び第四百四十七号様式その二)中「国」を削る。

別記第四百四十七号の二様式から第四百四十七号の四様式までの規定中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百四十七号の五様式から第四百四十七号の六様式その二までの規定中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百四十八号様式(甲)から第四百四十八号様式(丙)までの規定中「国」を削り、「お国いんあせせ先」を「お国いんあせ先」に改める。

別記第四百四十九号様式、第四百四十九号の二様式及び第四百五十四号様式中「国」を削る。

別記第四百五十五号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百五十六号様式から第四百五十八号様式まで及び第四百五十九号の二様式から第四百五十九号の五様式までの規定中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百六十号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百七十四号様式中「東京都 都税事務所長 国」を「都税事務所長」に改める。

別記第四百八十一号様式及び第四百八十二号様式中「国」を削る。

別記第四百八十三号様式中「あつ」を「あ」に改め、「国」を削る。

別記第四百八十四号様式1、(第1面)第四百八十四号の三様式1、(第1面)第四百八十四号の四様式、(第1面)第四百八十四号の五様式及び(第1面)第四百八十四号の六様式1中「国」を削る。

第十四号の五様式及び(第1面)第四百八十四号の六様式1中「国」を削る。

別記第百八十四号の七様式及び第百八十四号の八様式中「東京都

都税事務所長
支 庁 長

」を「
都税事務所長
支 庁 長
」に改める。

別記第百八十六号の二様式（甲）、第百八十六号の三様式及び第百八十六号の四様式

中「①」を削る。

別記第百九十号様式その一を次のように改める。

第190号様式 その1（第25条関係）

登録事項異動、等級等の調査歴

| 年月日 | 記 事 | 等 級 | | 等級 | 等級決定・変更適 用年月日 〔通知書発送年 月日〕 |
|-----|-----|---------------------|------------------|----|------------------------------------|
| | | 等 更 の 要・不要 | 級 更 理 由 | | |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |
| ・ ・ | | 要・不要 | | | () |

備考 1 この様式は、第58号様式及び第190号様式その2と併せて、ゴルフ場利用税の課税
台帳として用いること。
2 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

（日本産業規格A列4番）

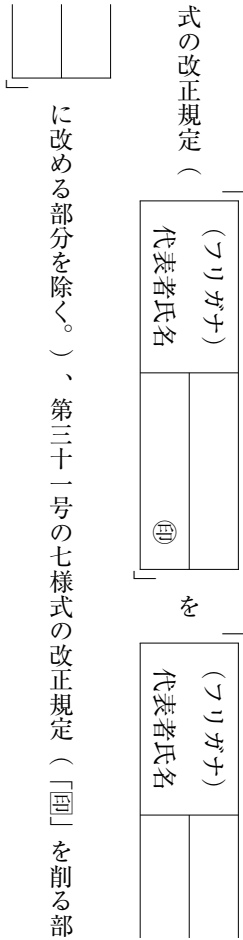
別記第二百二十三号様式中「㉔」を削る。
 別記第二百二十四号様式中「㉕」を削り、「用紙 B4」を「(日本産業規格B列4番)」に改める。
 別記第二百五十五号の二様式中「㉖」を削る。

別記第二百二十六号様式中 「東京都税査査吏員」を「東京都税査査吏員」に改める。

別記第二百二十七号様式中「㉗」を削り、「㉘」を「㉙」に、「用紙 B5」を「(日本産業規格B列5番)」に改める。

別記第二百三十七号様式中「㉚」を削る。
 別記第二百三十八号様式、第二百四十号様式、第二百四十一号様式、第二百四十二号様式、第二百四十四号様式、第二百四十六号様式及び第二百五十五号様式中「㉛」を削る。

附則
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十条の八の四第二項から第四項までの改正規定、第四十三条第一項第二号、別記第五号様式(己)その一、第五号様式(壬)、第八号様式備考の改正規定、第二十二号様式備考の改正規定、第二十二号の二様式備考の改正規定、第二十七号様式備考の改正規定、第三十一号の二様式備考の改正規定、第三十一号の三様式の改正規定(「㉜」を削る部分を除く。)、第三十一号の五様式の改正規定(「㉝」を削る部分を除く。)、第三十一号の七様式の改正規定(「㉞」を削る部分を除く。)、及び第三十七号の二様式の改正規定(「㉟」を削る部分を除く。)、並び



に附則第五項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

- 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の東京都税条例施行規則(以下「四年新規則」という。)の規定中法人の都民税に関する部分は、同項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「四年施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が四年施行日前に開始した事業年度を除く。))分の法人の都民税について適用し、四年施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四年施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が四年施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の都民税については、前項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都税条例施行規則(以下「四年旧規則」という。))の規定中法人の都民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 四年新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、四年施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四年施行日前に開始した事業年度を除く。))に係る法人の事業税について適用し、四年施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四年施行日前に開始した事業年度を含む。))に係る法人の事業税については、四年旧規則の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。))による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

5 附則第一項ただし書に掲げる改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都税条例施行規則の様式(当該改正規定により改正されるものに限る。))による

用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第四百十九号)の一部を次のように改正する。

別記第四百十五号の三様式の次に一様式を加える改正規定中「㊦」を削り、「代表申告人」を「代表申告者」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

